

ワクワク農村創生事業補助金

丹波篠山市は、美しいまちなみやおいしい食べ物がたくさんあるふるさとです。そうした魅力が認められ、日本遺産や日本農業遺産の認定、ユネスコ創造都市への加盟など、外部から多くの評価をいただく一方、さまざまな集落で「子どもが少ない」「農業や村の担い手が心配だ」「空き家が増えた」など、将来を心配する声が聞かれます。

先人たちの努力によって作りあげられた今日の丹波篠山市、この世界に誇れる農村を、未来につなげるため、丹波篠山に住む幸せを実感できる“**ワクワクする農村**”の実現が求められています。

この補助金は、実現に向けた取り組みを応援するために創設しました。ぜひご活用ください。なお、実施期間は令和8年3月31日までの3年間です。

“ワクワク農村”の実現に向けた取り組みとは？

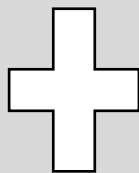
例えば…

出身者や移住者との交流を図ります！

上限

10万円

1自治会1回限り



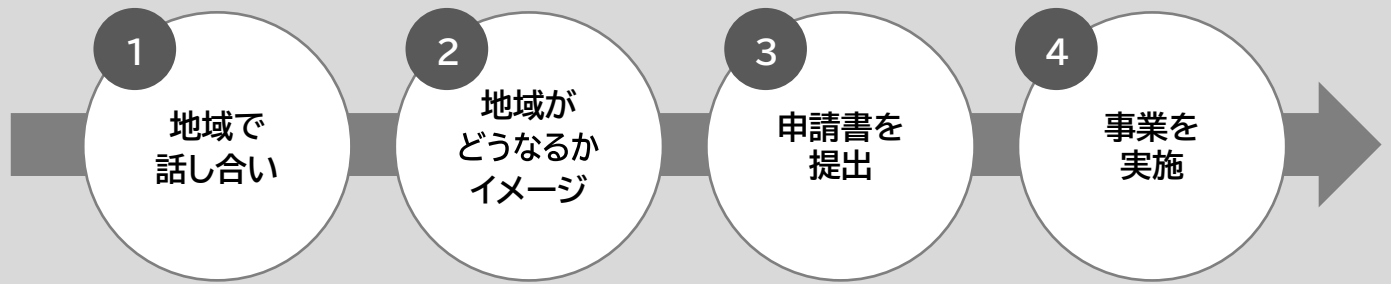
帰省中の出身者やその家族、移住者と地域の将来について語り合い、交流を図ります！

これまでに取り組まれている事業であっても、補助金の趣旨に適うものは対象としています。地域で話し合ってください、前向きにご検討ください。

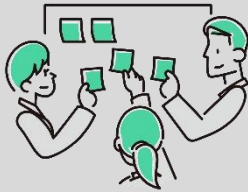
その他、冊子「丹波篠山市ワクワク農村未来プラン」でも、集落で取り組めるアイデアや事例を紹介しています。市役所・各支所で配布しているほか、右の二次元コードを読み取ると、市の公式ホームページからもご覧いただけます。ぜひご覧ください。



取り組みの流れ(例)



ワクワク...



- ・ワクワクする事業について、地域で話し合いましょう。
- ・必要な経費やスケジュールなども確認しましょう。



- ・この事業で地域がどうなるか、期待される効果などをイメージしましょう。



- ・事業の内容やスケジュール、必要経費等を整理してまとめましょう。



- ・市から交付決定を受けて、事業を実施しましょう！

この機会に、地域のことを話し合い、
将来を考えてみませんか？



困ったときは、いつでも地域振興課に、ご相談ください。

【申請手続き】



問

補助金は、
何に使えるの？

答

消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、備品など事業活動に必要な経費に使えます。食糧費は、必要と認められる場合のみ、使うことができます。



問

対象外の事業はあるの？



答

単なる備品購入で完結する事業や政治、宗教活動等を目的とする事業は対象外です！



● 問い合わせ先 (丹波篠山市 市民生活部 地域振興課)

篠山、八上、畑、城北、岡野・・・	篠山地区振興担当 (第2庁舎1階)	552-5112
日置、後川、雲部・・・	城東地区振興担当 (城東支所)	556-3111
福住、村雲、大芋・・・	多紀地区振興担当 (多紀支所)	557-1161
西紀南、西紀中、西紀北・・・	西紀地区振興担当 (西紀支所)	593-1111
大山、味間、城南、古市・・・	丹南地区振興担当 (丹南支所)	594-1131
今田・・・	今田地区振興担当 (今田支所)	597-3111



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

